

現場代理人の兼務に関する取り扱いについて

現在、工事請負約款第10条において、施工体制の合理化を図るため、現場代理人については「工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と連絡体制が確保されている場合には、現場代理人の常駐を要しないことができる。」として、平成24年4月1日から現場代理人を兼務させることができる場合の条件や、提出書類、事務手続きについての取扱いを定め運用してきました。

この度、我孫子市発注工事における現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和を拡大することとしましたのでお知らせします。

1 適用

我孫子市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領改正日（形成28年6月3日）以降に履行する我孫子市発注の工事（改正日前に契約を締結した工事を含む）

2 主な改正内容

- ・兼務をしようとする工事の請負金額の合計を次のように改正する

改正後

建築一式工事以外の工事については3,500万円未満、建築一式工事については7,000万円未満

改正前

2,500万円未満